

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和4年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和4年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(26名)

2. 相談実績

(1) 令和4年度の実績

○令和4年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は90件(R4.4.1～R5.3.31)

(①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 3件、③その他 79件)

○令和3年度85件、令和2年度88件とほぼ横ばい

(2) 相談内容の類型

●分野別・相談の類型別

分野	①差別	②合理的配慮の不提供	③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備	⑥意見・要望等	⑦問合せ	⑧その他	合計
ア 教育				2		1			3
イ 労働	5	2		5		2	2		16
ウ 商品・サービス	1						2		3
エ 福祉				4		1			5
オ 障害福祉				11		3	8		22
カ 医療			1	1		10	1		13
キ 建物・交通				4	1	3	3		11
ク 不動産								1	1
ケ 地域	1		1	2		1			5
コ 情報									
サ 意思	1			1			1		3
シ その他	1	1	1	1		3	2		9
合 計	9	3	3	31	1	24	19	1	91

●障害者等の障害種別

・精神障害	38件
・知的障害	22件
・肢体不自由	20件
・発達障害	15件
・聴覚障害	6件

(3) 相談事例

【商品・サービス分野】 差別的取扱

○県外在住の視覚障害者が、盲導犬を同伴して県内を観光・宿泊しようとしたところ、観光予定の寺院や宿泊施設から盲導犬の受け入れを拒否された(宿泊施設)。当事者から障害者差別解消法や補助犬法、盲導犬の説明をしたが、相手先に理解してもらえなかった(寺院・宿泊施設)。

→宿泊施設については、保健所との調整で宿泊が可能となり、拝観予定の寺院については、改めて補助犬法や障害者差別解消法、県条例等の主旨を説明。話し合いの下、拝観可能となった。

【商品・サービス】

○心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、特定のキャンパスに入れない。卒業試験を受けるために、キャンパス外での受験を認めてほしい。

→何度も話し合いを重ね、他キャンパスで卒業試験を実施するための方策を探った結果、キャンパス外での卒業試験が実施された。

合理的配慮を提供する際のポイントとしては、配慮を求める側の「申しに応じて」、双方の「建設的対話」によって、「配慮する側の負担が重すぎない範囲」で「一人一人の障害特性や場面・状況に応じて」行われる必要があります。

また、「求められた配慮ができないから断る」ということではなく、他の方法をその場で双方が検討することが重要です。

(4) 相談活動まとめ等

① 基本姿勢

相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談に対応

② 相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③ 事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④ 関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施（県担当課、各圏域の健康福祉事務所職員、市町担当職員、アドボケーターが参加）

(3) 普及・啓発活動

① 条例フォーラムの実施 コロナ感染症拡大により配信により実施

1. 「お笑いライブ&トーク」～障害者差別解消と合理的配慮について～ 出演：ホーキング青山氏

2. 「盲導犬ユーザーに出会ったら・・・」～誰もが行きたい場所に安心して行ける社会に～

出演：公益財団法人関西盲導犬協会 啓発相談部長 山口 浩明 氏

盲導犬ユーザー 山野 ひろみ 氏

② 出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 51回

③ 合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成

・障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等に係る費用を助成対象に追加

④ 共生社会サポーター

・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカーを新たに作成

4. 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となることから、事業者向けの啓発が必要

⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの情報交換会の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討

県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為。一方で、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多い。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もある。県民一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを継続して積み上げていくことが重要であり、そのために条例に基づく取組を着実に進めていく。

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 の取組状況等について(令和4年度)

滋 賀 県
(令和5年8月)

目 次

はじめに	… 2
1 相談対応について	
(1)条例における相談対象	… 3
(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み	… 4
(3)障害者差別解消相談員	… 4
(4)地域アドボケート(地域相談支援員)	… 4
2 相談実績	
(1)令和4年度相談概要について	… 5
(2)相談件数等のクロス表	… 8
(3)相談事例	… 10
(4)相談活動のまとめ	… 12
3 その他の活動状況	
(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	… 13
(2)地域アドボケート研修会の開催	… 13
(3)普及・啓発活動	… 13
4 課題に対する今後の取組	
(1)事業者・県民への普及・啓発について	… 15
(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	… 15
(3)最後に	… 16
参考資料	
(1) 条例における分野別規定	
(2) 滋賀県障害者差別のない共生づくり委員名簿	
(3) 地域アドボケート名簿	

はじめに

県では、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」(以下、「条例」といいます。)を平成31年4月に一部施行、同年の令和元年10月に全面施行しました。

この報告書は、条例施行後の取組状況や、障害者差別に関する令和4年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。そのために差別や合理的配慮の事例を記録し、分析・公表することは非常に重要であると考えます。

この報告書が、県民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただくとともに、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思います。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる相談を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝え、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法では、現在「努力義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

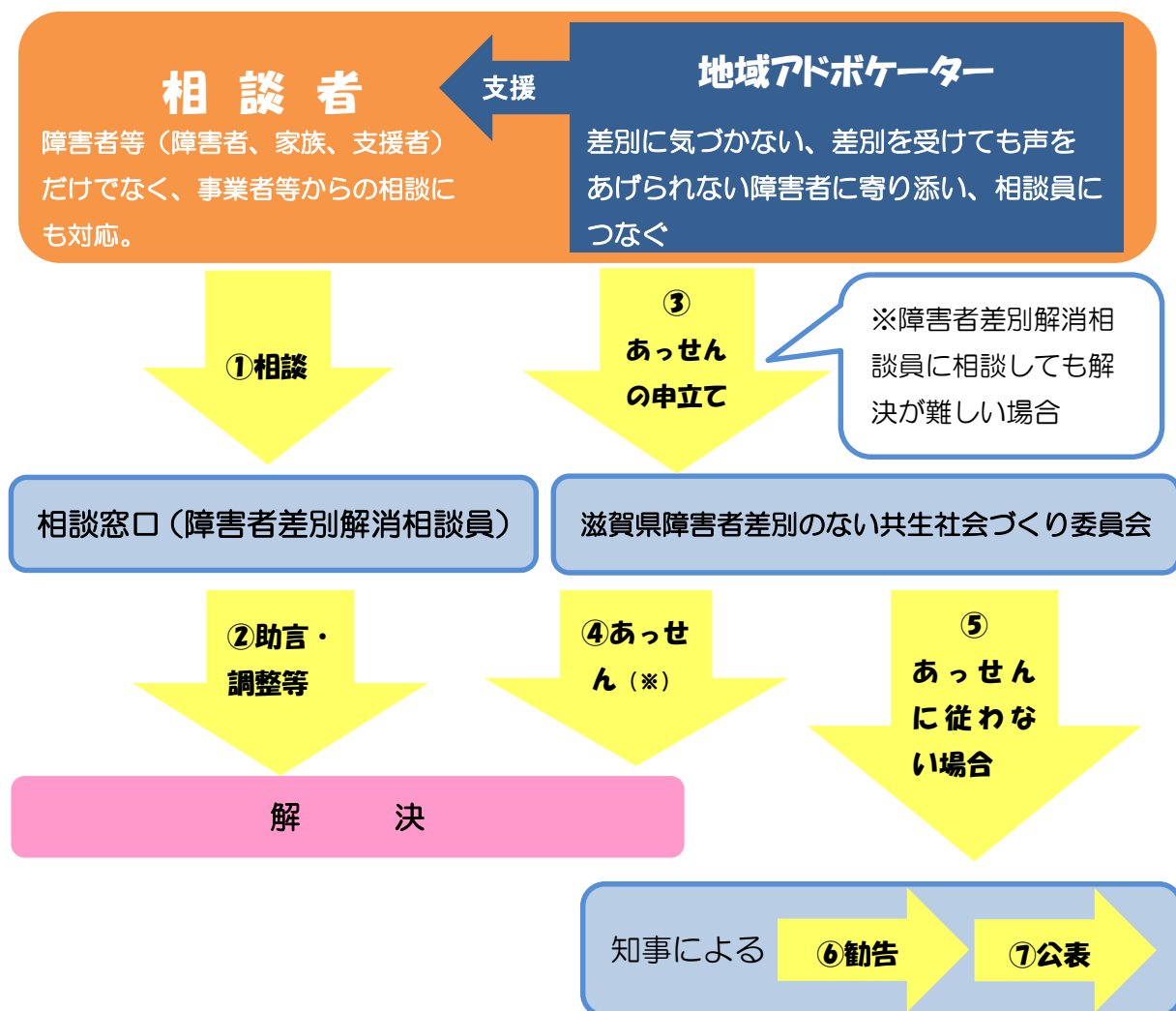
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員(以下「相談員」という。)を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進・障害認定係に2名配置しています。

相談員は、障害福祉課共生推進・障害認定係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担っていたる方に就任いただき、相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。令和3年9月1日から2年

間、2期目の体制となっています。

＜地域アドボケートの地域別人数＞（令和4年度末時点）

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	4人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
湖西圏域	高島市	2人
合 計		26人

2 相談実績

(1)令和4年度(R4.4.1～R5.3.31)相談概要について

相談員に寄せられた新規相談件数は、合計91件でした。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和4年度	90	1	2	89
令和3年度	85	4	3	86

令和4年度 月別・相談件数および対応回数

■新規事案件数 計 90 件【令和3年度実績 新規事案件数 85件】

（別途、令和3年度からの継続件数 1件あり）

■男性 48件 、女性 32件 、不明・その他 11件

■相談対応回数 計 250 回

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数	4	4	11	5	13	7	7	9	10	7	7	6	90件
相談対応 状況	40	15	32	8	26	36	8	9	27	25	14	10	250

(※)「対応件数」は、前月以前より引き続き相談対応をした件数を含む(相談1件あたりの対応回数の内訳)

※平均 2.7回/件

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	86	3	0	1	0	1	0

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

○令和4年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)

類型 分野	① 差別	② 合理的 配慮の 不提供	その他						合 計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	0	0	0	2	0	1	0	0	3
イ 労働	5	2	0	5	0	2	2	0	16
ウ 商品	1	0	0	0	0	0	2	0	3
エ 福祉	0	0	0	4	0	1	0	0	5
オ 障害福祉	0	0	0	11	0	3	8	0	22
カ 医療	0	0	1	1	0	10	1	0	13
キ 建物	0	0	0	4	1	3	3	0	11
ク 不動産	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ケ 地域	1	0	1	2	0	1	0	0	5
コ 情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ 意思	1	0	0	1	0	0	1	0	3
シ その他	1	1	1	1	0	3	2	0	9
合 計	9	3	3	31	1	24	19	1	91
			79						

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和4年度件数	令和3年度件数
肢体不自由	20	25
視覚障害	3	2
聴覚障害	6	4
内部障害	4	0
知的障害	22	17
精神障害	38	29
発達障害	15	9
難病	1	0
その他・不明	9	8
合 計	118件	94件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

エ 相談者の属性

相談者	令和4年度件数	令和3年度件数
本人・当事者団体	40	46
家族	16	25
地域アドボケーター	11	2
支援者	7	4
関係者	6	5
事業者	2	7
市町行政	8	5
その他	2	0
合 計	92件	94件

※地域アドボケーターが当事者、支援者に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

(2)相談件数等のクロス表

ア 令和4年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	アドボケーター	支援者	事業者	市町行政	関係者	総計
肢体不自由	10	3	1	2	0	4	1	21
視覚障害	1	0	0	1	0	0	1	3
聴覚障害	2	1	0	0	0	1	2	6
内部障害	2	1	0	1	0	0	0	4
知的障害	4	9	6	0	0	1	2	22
精神障害	25	2	4	4	1	3	0	39
発達障害	8	3	3	0	0	1	0	15
難病等	0	1	0	0	0	0	0	1
不明・その他	4	3	0	1	1	0	0	9
合 計	56	23	14	9	2	10	6	120

イ 令和4年度 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
イ 労働	3	0	3	1	5	10	4	0	0	26
ウ 商品	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
エ 福祉	0	0	0	0	1	4	2	0	0	7
オ 障害福祉	5	1	0	0	5	10	2	0	4	27
カ 医療	2	1	0	2	4	5	2	1	0	17
キ 建物	5	0	1	0	0	3	1	0	3	13
ク 不動産	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
ケ 地域	0	0	0	0	3	1	2	0	0	6
コ 情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ 意思	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
シ その他	3	0	1	0	2	4	0	0	0	10
合 計	20	3	6	4	22	38	15	1	9	118

(3) 相談事例

令和4年度に障害福祉課に寄せられた相談に対して相談員が対応した事例について紹介します。なお、事例の取扱いにあたっては、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

【事例1】

補助犬の受け入れ拒否について(商品・サービス分野)

【相談の内容】

県外在住の視覚障害者が、盲導犬を同伴して県内を観光・宿泊しようとしたところ、観光予定の寺院や宿泊施設から盲導犬の受け入れを拒否された(宿泊施設)。当事者から障害者差別解消法や補助犬法、盲導犬の説明をしたが、相手先に理解してもらえなかった(寺院・宿泊施設)。

【対応概要】

(宿泊施設)

・保健所との調整で宿泊が可能となった。

(拝観予定の寺院)

・改めて補助犬法や障害者差別解消法、県条例等の主旨を説明。話し合いの下、拝観可能となった。

【分類】不当な差別的取扱い(身体障害者補助犬法に抵触)

身体障害者補助犬(以下、「補助犬」という。)を同伴した障害者の受け入れ等については、身体障害者補助犬法(以下、「補助犬法」という。)において「拒んではならない(補助犬法第9条)」と規定されており、県としても啓発を行うなど補助犬の入店拒否の解消に向けて様々な取組を行っています。

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする大切なパートナーです。補助犬は、補助犬法に基づき必要な訓練を受け社会のマナーを守ることができるほか、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行っており、食品衛生法上も問題はありません。

今後も引き続き、入店拒否事案の再発防止のため、補助犬法の趣旨の周知啓発等の取組を行っていきます。

【事例2】

マスク未着用者の入場拒否について(商品の販売・サービス分野)

【相談の内容】

ある施設が「マスク未着用者は入場拒否」と看板を掲げているが、皮膚疾患がありマスクができない。マスク未着用者を一律に入場拒否することは差別ではないか。

【対応概要】

事業者に事実の確認を行ったところ、「事情があってマスクができない方の場合は、別途対応することもある」との回答。ご本人と事業所側が話し合いの機会をもち、ご本人の理解を得られた。

【分類】その他

コロナ禍でも、障害や特性がありマスクを着用できない方がおられることを理解いただくため、マスクがつけられないことを意思表示するためのバッジやカードを作成し、各市町障害福祉担当課などを通じて、希望される方に配布しました。



【事例3】

卒業試験実施会場の変更(教育分野)

【相談の内容】

心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、特定のキャンパスに入れない。卒業試験を受けるために、キャンパス外での受験を認めてほしい。

【対応概要】

何度も話し合いを重ね、他キャンパスで卒業試験を実施するための方策を探った結果、キャンパス外での卒業試験が実施された。

【分類】合理的配慮

合理的配慮を提供する際のポイントとしては、配慮を求める側の「申出に応じて」、双方の「建設的対話」によって、「配慮する側の負担が重すぎない範囲」で「一人一人の障害特性や場面・状況に応じて」行われる必要があります。

また、「求められた配慮ができないから断る」ということではなく、他の方法をその場で双方が検討することが重要です。

【事例4】

障害のある方のバス乗車中の行動について(商品の販売・サービス分野)

【相談の内容】

おそらく障害のある方が、バス乗車中に突然大きな声を出したり、特定の座席にこだわり座っている乗客を引っ張って無理やりどかししたりする。他の乗客から苦情が入ったが、どのように対応すればよいか。

【対応概要】

障害のある方の中には、光や音などの感覚過敏のある方がおり、私たちが感じている以上の刺激を受けていること、また当事者の方にとっては「いつもの席」が「自分の席」である場合もあり、そのような障害特性を他の乗客の方に理解してもらう必要もあることを説明。他府県のバス会社の取り組み(啓発ポスターなど)も紹介した。

【分類】その他



障害者差別に係る相談の背景には、障害特性についての理解不足が要因となっていることがあります。滋賀県は障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現を目指しています。昨年度は、障害者理解促進のためのポスター作製や事業者向けの新たな啓発として「共生社会サポーター」の取り組みを始めました。

(4)相談活動のまとめ

令和4年度は、条例施行4年目となり、相談対応については、より実践的な対応を行うよう努めました。相談の趣旨を傾聴するだけでなく、一歩進んで、相談内容の事実確認や調査を実施、調整すべき相手との協議の場面などを設定しました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられています。相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

その一つとして、近隣府県で条例を整備している府県の相談員や担当者による合同研修会・意見交換会に参加しています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を、事業者にはたらきかけたりすることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めていきます。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口相談に来られる方もおられます。相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口で丁寧に引継ぎを行うこととしています。

オ 近隣府県との連携

条例では、県内で起こった事案を相談対象としていますが、県外で起こった事案についても相談がありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしています。府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めていきます。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第 17 条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和4年度開催結果

令和5年3月

- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の取組状況等について
- ・「滋賀県障害者プラン 2021」の進捗状況および中間見直しについて

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、相談員の資質向上などについて考える機会とすることを目的に開催しています。

○令和4年度開催なし

(3) 普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

○ 令和4年 12 月7日(水) ビバシティ彦根2階 ビバシティホール 80 人参加

1. 「お笑いライブ&トーク」～障害者差別解消と合理的配慮について～

出演：ホーキング青山氏

2. 「盲導犬ユーザーに会ったら・・・」～誰もが行きたい場所に安心して行ける社会に～

出演：公益財団法人関西盲導犬協会 啓発相談部長 山口 浩明 氏

盲導犬ユーザー 山野 ひろみ 氏

イ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、計51回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施していま

す。

ウ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	内 容	令和4年度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	1件	筆談ボード 可動式テーブル
工事の施行	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用 (上限額 10 万円)	2件	店舗入口のフラット化、自動扉、階段手すり、落下防止柵、多機能トイレの設置
研修等開催	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等 (上限5万円)	1件	
合 計		4件	

エ 共生社会サポーター

条例の理念等に共感し、理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を持つ事業者が、その意思を対外的に表明するためのツールとして、共生社会サポーターステッカーの配付を令和5年3月から開始しました。このステッカーを利用し、条例の理念の普及を図っていきます。



4 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、4年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は計91件でした。

令和2年度から4年度は、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、極力人との接触を避けることなど、相談の環境も大きく変化しました。障害者差別解消相談員への相談は、電話によるものが多くを占めていますが、そのほかのリモートなどにも対応していく必要があります。

引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、相談を拾い上げていくアウトリーチの方法について考えていきたいと思います。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和4年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものと考えられます。また、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法律上も義務化されることを踏まえ、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和4年度は、3年度に引き続き、コロナ禍の影響で活動が制限され、活動のしにくさがあったものの、地域アドボケーターを通じた相談は11件と令和3年度の2件から大きく増加しました。

一方で、障害当事者への周知が不足しているという課題もあるため、当事者等がより適切な方に相談できるよう、アドボケーターのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載しました。また、障害者手帳交付時にお知らせをしたり、啓発用のティッシュにQRコードを入れて相談しやすくするなどしています。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関（ほとんどは障害福祉担当課）で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考えると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に様々な寄せられる相談事例を、広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えてい

ます。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月1日に施行されることになっていますが、このことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となります。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%（名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%）にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を目指すためには、県民一人ひとりが、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。 (イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
イ 労働・雇用	労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。 (イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
エ 福祉分野	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
オ 障害福祉分野	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所せようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居せようとする事。
カ 医療分野	医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。 (イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。
キ 建物・公共交通分野	不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
ク 不動産取引分野	不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
ケ 地域活動分野	県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
コ 情報の提供分野	情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
サ 意思表示の受領分野	意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
シ その他	アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員名簿

(任期：2023年10月30日まで)

(50音順・敬称略)

構成機関等	役職	氏 名
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	理事	秋野 由美子
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	副会長	大西 孝雄
(特非) J D Dnet滋賀	理事	川本 航平
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所代表	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	びわ湖花街道代表取締役	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	理事	杉山 更紗
滋賀県中小企業家同友会	理事・ユニバーサル委員長	田井 勝実
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
(社福)滋賀県社会福祉協議会	福祉用具センター グループリーダー	谷 佳代
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
滋賀県精神科診療所協会	副会長	檜林 理一郎
滋賀県特別支援教育研究会	副会長	野崎 典子
滋賀県市長会	湖南市健康福祉部長 兼福祉事務所長	橋本 弘三
滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	湖北みみの里所長	松本 正志
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
(特非)滋賀県難病連絡協議会	理事	山根 寿美子
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山野 勝美

令和4年度末時点

滋賀県地域相談支援員（地域アドボケート）一覧

圏域	所属または居住市町	氏名	これまでの経験や得意・専門分野について
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	・発達障害の当事者です。2015年から当事者会を主催しています。 ・ひきこもりやLGBTQなど社会の中で生きづらさを感じている人の力にもなりたいです。
	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	重度の知的障害（自閉症）のある息子がおり、大津市障害児父母の会、大津市障害児者と支える人の会で活動してきた。また大津学童保育指導員、ステップ広場ガルで生活支援員として勤務し、障害児者やその親と関わってきた。その後12年間、大津市議員をする中で多くの生活相談を受け、その中でも障害のある方の相談も多く受けてきた。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	精神障がい
	高次脳機能障害者の会しが	森岡 治美	高次脳機能障害者の家族の会会員（高次脳機能障害者の会しが）としてピアサポートなど当事者や家族のサポートをしています。
	大津市ろうあ福祉協会	山口 健二	聴覚障害を持っている当事者です。 差別事例、合理的配慮の事例などを皆さんと一緒に考えていき、住みやすい社会を作ってまいりたいと思います。
	障害者差別のないおつをめざす会	中川 佑希	脳性まひの当事者です。今までは身体障害の方の相談を中心に受けてきました。 一人暮らしをしたいが何から始めれば良いかわからない、や支援者との人間関係について、公共交通機関での拒否問題など、その他でもかまいません。お気軽にご連絡ください。
湖南地域	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	-
	野洲市	角谷 美喜子	野洲市手をつなぐ育成会会員 知的障害の娘がいます。
	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	守山市精神障害者と家族の会さざなみの会（会員43名）2008～2010年副会長、2011年～会長。精神障害者と家族の居場所（サロン）2009年6月開所～2014年。みんなの居場所（守山市市民交流センターにて）2014年～。その後、守山市委託事業として運営。
	草津市立障害者福祉センター	涌井 康貴	-
甲賀地域	甲賀・湖南成年後見センターばんじー	桐高 とよみ	-
	甲賀市	橋本 善信	-
	さわらび福祉会	金子 秀明	障害のある人々の相談支援業務 ひきこもりがちな方とその家族への相談支援
	湖南市障がい児者団体連絡協議会	上野 実	障がいのある当事者、保護者の各団体（湖南市内）と共に活動しています
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり	行政機関の経験、特に戸籍関係にかかわってきました。
	東近江市身体障がい者厚生会	夏原 稔	・東近江市身体障がい者厚生会会長 ・東近江市身体障害者相談員 ・東近江市玉緒地区民生委員 ・東近江市地域公共交通会議委員
湖東地域	（特非）障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	共生・共育をめざす滋賀連絡会代表や全国滋賀青い芝の会の役員を歴任。若いころより障害者運動の経験あり。
	彦根市身体障害者更生会	岸田 清次	滋賀県障害者福祉センター評議員 滋賀県障害者スポーツ協会評議員・障害者スポーツ指導員 彦根市身体障害者更生会会長 上記に所属しており常に障害者に接する機会も多く声を聴く機会がある。（現民生委員・児童委員）
	彦根市精神障害者家族会	川並 正幸	-
	多賀町手をつなぐ育成会	柴田 勝義	-
湖北地域	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ	重度障害者の差別問題
	（社福）ぼてとファーム事業団	佐野 武和	障害当事者として差別を許さない姿勢を持ち続けてきました。
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	-
	長浜市手をつなぐ育成会	（氏名非公表）	長浜市手をつなぐ育成会
高島地域	高島市	松本 良平	育成会の役員に長く携わっているので、知的障がいについては広く浅く知識はあるつもりです。
	高島市	谷口 まゆみ	前民生委員3期 現 福祉法人に勤務 僧侶

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和5年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和5年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(26名)

2. 相談実績

(1) 令和5年度の実績

○令和5年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は79件、継続案件2件(R5.4.1～R6.3.31)

(①障害を理由とする差別 6件、②合理的配慮の不提供 10件、③その他 65件)

○新規事案件数は、令和4年度90件、令和3年度85件とほぼ横ばい

(2) 相談内容の類型

●分野別・相談の類型別

分野	①差別	②	その他						合計
		合理的 配慮の 不提供	③ 不適切 な行為	④ 不快・ 不満	⑤ 環境の 整備	⑥ 意見・ 要望等	⑦ 問合せ	⑧ その他	
ア 教育		1		2					3
イ 労働	1	2	5	1		3	1	1	14
ウ 商品・サービス	4	1	1						6
エ 福祉			2	4		1			7
オ 障害福祉						1		1	2
カ 医療		1		2				1	4
キ 建物・交通				1	2	2	1		6
ク 不動産	1								1
ケ 地域		2		3			1		6
コ 情報		3							3
サ 意思									
シ その他			4	4		12	6	3	29
合 計	6	10	12	17	2	19	9	6	81

●障害者等の障害種別

・精神障害	32件
・肢体不自由	16件
・発達障害	14件
・聴覚障害	6件
・知的障害	5件
・視覚障害	3件
・内部障害	1件
・難病	1件

(3) 相談事例

○【商品・サービス分野】差別的取扱

聴覚に障害のある人がレンタカーを借りようとしたところ、意思疎通ができないので貸し渡しができないと断られた。

→県から障害者差別解消法や条例についての説明、他の支店では貸し渡しをしてもらっていたこと等を説明し、借りることができた。

【商品・サービス分野】合理的配慮の提供

○金融機関で口座変更の申し込みをする際、障害特性により自書が難しいにもかかわらず、口座番号等の記入を自書でできるよう求められた。

→条例で合理的配慮の提供が義務となっていることを説明し、金融機関の責任者の判断で柔軟な対応をもらえることとなった。

(4)相談活動まとめ等

①基本姿勢

様々な障害特性や背景を持つ方から幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられるため、どのような相談でもまずは傾聴し対応

②相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（令和5年8月）

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2)普及・啓発活動

①条例フォーラムの実施（令和5年11月） 参加者48人

- ・第1部 基調講演「障害者雇用の現状とあり方～誰もが活躍できる社会を～」

講師：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

- ・第2部 シンポジウム「障害者雇用の取り組みについて」

シンポジスト：宮川バネ工業(株) 代表取締役 宮川 草平 氏

ヤンマーシンビオシス(株) 滋賀事業部長 太田 光典 氏

コーディネーター：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター理事長 城 貴志 氏

②出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 61回

③合理的配慮の助成事業

- ・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成 7件

④共生社会サポーター

- ・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカー配布 18事業所

4. 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

- ・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識
- ・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となったことから、事業者向けの啓発が必要
⇒多くの県民が参加しやすい内容や場所等でのフォーラムの開催、専門家や障害当事者による出前講座の実施、事業者等への共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

- ・引き続き、地域アドボケートの周知が必要
- ・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要
⇒圏域ごとに市町担当者を交えた地域アドボケート情報交換会・研修を実施し、スキルの向上や相談事例を共有するなど、様々な機会を通じて関係者の連携を深めていく。

■最後に

令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法により、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となった。条例に基づく相談体制の整備や普及・啓発を実施するも、県民の条例の認知度は低い状況であり、条例の理念や相談窓口について、更なる周知が必要。障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を目指すため、引き続き取組を行っていく。

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 の取組状況等について(令和5年度)

滋 賀 県
(令和6年9月)

目 次

はじめに	… 2
1 相談対応について	
(1)条例における相談対象	… 3
(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み	… 4
(3)障害者差別解消相談員	… 4
(4)地域アドボケート(地域相談支援員)	… 4
2 相談実績	
(1)令和4年度相談概要について	… 5
(2)相談件数等のクロス表	… 8
(3)相談事例	… 9
(4)相談活動のまとめ	… 11
3 その他の活動状況	
(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	… 12
(2)地域アドボケート、市町担当者情報交換会の開催	… 12
(3)普及・啓発活動	… 12
4 課題に対する今後の取組	
(1)事業者・県民への普及・啓発等について	… 14
(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	… 14
(3)最後に	… 15
参考資料	
(1) 条例における分野別規定	
(2) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員名簿	
(3) 滋賀県地域相談支援員(地域アドボケート)名簿	

はじめに

この報告書は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下、「条例」といいます。)施行後の取組状況や障害者差別等に関する令和5年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。

また、条例の前文で、「障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務」とされており、この条例が目指す共生社会の実現への道標としてこの報告書がその参考になることを願っています。

これまで条例で事業者による合理的配慮の提供が義務となっていました。令和6年からは障害者差別解消法においても義務となったところです。

この報告書に記載している相談実績や差別、合理的配慮の事例等から共生社会の実現のために、行動していただくきっかけになればと思います。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる事案を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝え、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法でも、R6.4～「義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

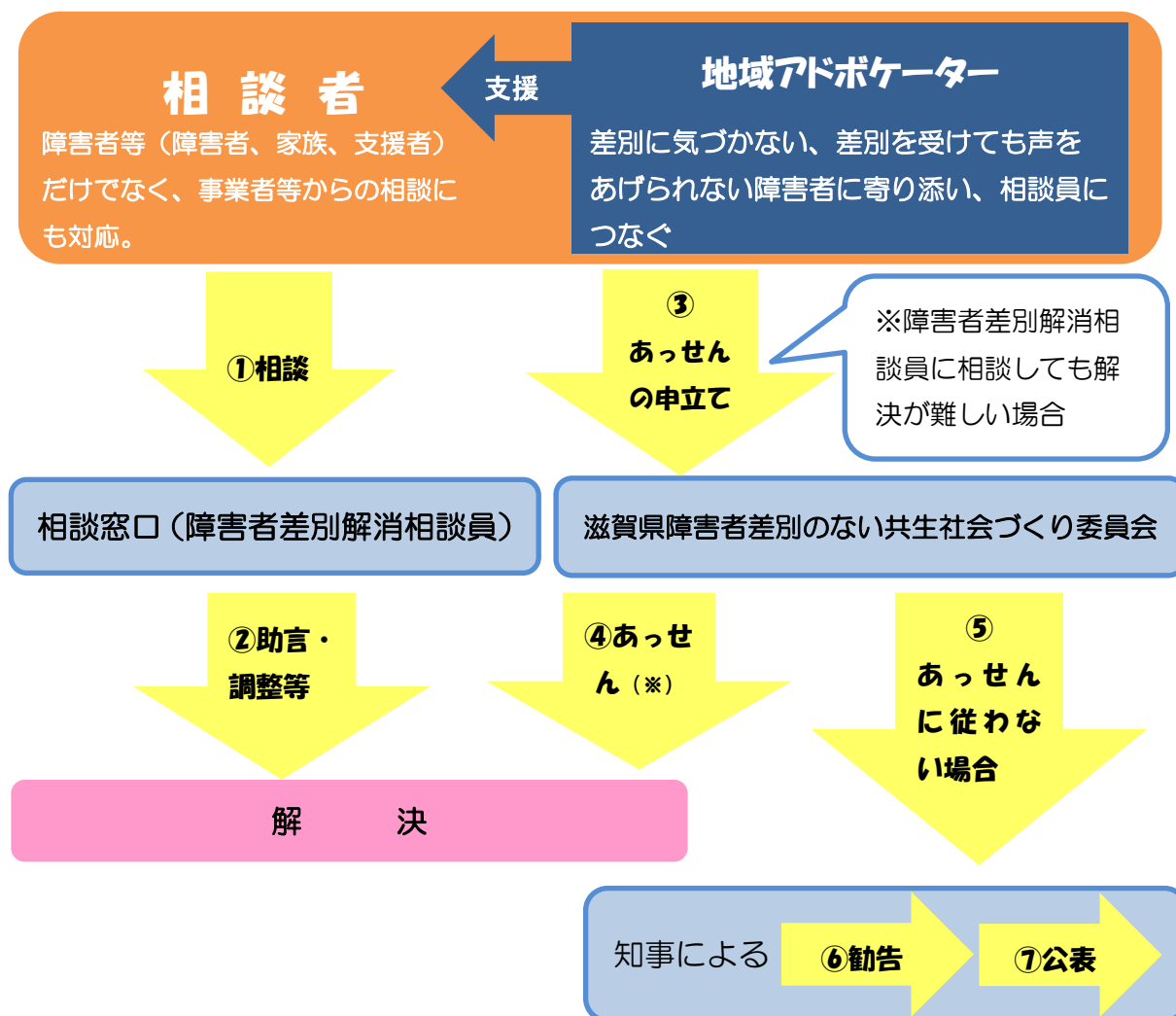
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったりなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員(以下「相談員」という。)を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進・障害認定係に2名配置しています。

相談員は、障害福祉課共生推進・障害認定係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担っていたる方に就任いただき、相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。令和5年10月1日から2

年間、3期目の体制となっています。

＜地域アドボケートの地域別人数＞（令和5年度末時点）

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	5人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
高島圏域	高島市	1人
合 計		26人

2 相談実績

(1)令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)相談概要について

相談員に寄せられた新規相談件数は、合計79件でした。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和5年度	79	2	2	79
令和4年度	90	1	2	89

令和5年度 月別・相談件数および対応回数

■新規事案件数 計 79 件【令和4年度実績 新規事案件数 90 件】

（別途、令和4年度からの継続件数 2件）

■男性 39 件 、女性 42 件

■相談対応回数 計 211 回

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数	5	7	14	6	7	8	6	4	7	2	3	10	79
相談対応 状況	10	15	29	17	17	26	16	8	25	8	6	34	211

※ 平均 2.1 回(頻回相談者2名を除く)(相談1件あたり対応回数)

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	73	5	1				2

※ 頻回相談(31回以上)(新規1、継続1)

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

○令和5年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)(継続2件含む)

類型	① 差別	② 合理的 配慮の 不提供	その他						合 計
分野			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	0	1	0	2	0	0	0	0	3
イ 労働	1	2	5	1	0	3	1	1	14
ウ 商品	4	1	1	0	0	0	0	0	6
エ 福祉	0	0	2	4	0	1	0	0	7
オ 障害福祉	0	0	0	0	0	1	0	1	2
カ 医療	0	1	0	2	0	0	0	1	4
キ 建物	0	0	0	1	2	2	1	0	6
ク 不動産	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ケ 地域	0	2	0	3	0	0	1	0	6
コ 情報	0	3	0	0	0	0	0	0	3
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	0	0	4	4	0	12	6	3	29
合 計	6	10	12	17	2	19	9	6	81
			65						

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和5年度件数	令和4年度件数
肢体不自由	16	20
視覚障害	3	3
聴覚障害	6	6
内部障害	1	4
知的障害	5	22
精神障害	32	38
発達障害	14	15
難病	1	1
その他・不明	11	9
合 計	89件	118件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

エ 相談者の属性

相談者	令和5年度件数	令和4年度件数
本人・(当事者)	49	40
家族	10	16
地域アドボケート	4	11
支援者	1	7
関係者	4	6
事業者	4	2
行政(市町他)	9	8
その他	0	2
合 計	81件	92件

※地域アドボケートが当事者、支援者に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

(2)相談件数等のクロス表

ア 令和5年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	地 域 アド ボ ケ ー タ ー	支援者	関係者	事業者	行 政 (市町他)	その他	総計
肢体不自由	10	1	1	0	2	2	0	0	16
視覚障害	3	0	0	0	0	0	0	0	3
聴覚障害	1	1	1	1	0	1	1	0	6
内部障害	0	0	0	0	0	0	1	0	1
知的障害	1	3	1	0	0	0	0	0	5
精神障害	22	5	1	0	3	0	2	0	33
発達障害	10	2	0	0	0	1	2	0	15
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	7	0	0	0	1	0	3	0	11
合 計	54	12	4	1	6	4	9	0	90

イ 令和5年度 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
イ 労働	0	0	1	0	2	7	4	0	1	15
ウ 商品	2	0	3	0	0	1	0	0	0	6
エ 福祉	2	0	0	0	0	2	1	0	2	7
オ 障害福祉	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
カ 医療	1	0	0	0	0	4	1	0	0	6
キ 建物	3	1	0	0	0	1	0	0	1	6
ク 不動産	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ケ 地域	2	1	0	1	0	1	0	0	1	6
コ 情報	2	0	1	0	0	2	0	0	0	5
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	4	1	1	0	0	13	7	0	6	32
合 計	16	3	6	1	5	33	15	0	11	90

(3)相談事例

令和5年度に障害福祉課に寄せられた相談に対して相談員等が対応した事例について紹介します。なお、事例の取扱いにあたっては、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

【事例1】

レンタカーの貸し渡しに関する相談(商品・サービス分野)

【相談の内容】

聴覚に障害のある人がレンタカーを借りようとしたところ、意思疎通ができないので貸し渡しができないと断られた。

【対応概要】

県から障害者差別解消法や条例についての説明、他の支店では貸し渡しをしてもらっていたこと等を説明し、借りることができた。

【区分】不利益取扱・聴覚障害

(問題点)

- ・貸し渡しができないことについて、貸渡しマニュアルで「日本語で意思疎通ができない場合」と記載があり、店員は関係法令をよく理解しないままに断った。

(改善点)

- ・聴覚障害者の障害特性を理解することと、貸渡しマニュアルの適正な運用。

(対 応)

障害者差別解消法および条例に関する資料を持参し説明。

【事例2】

自治会の役員に関しての相談(地域活動分野)

【相談の内容】

自治会の役員はみんなが輪番で担当しているので引き受けるように言われた。

【対応概要】

障害のある人でもできる役を担当するように助言した。

【区分】合理的配慮・肢体不自由(下肢)

(問題点)

- ・相談者の障害を考慮しないで自治会の役員を一律輪番で回している。

(改善点)

- ・障害のある人が引き受けられるような役を担当した。

(対応)

- ・自治会は障害者差別解消法および条例において事業者として扱われるため、合理的配慮の提供が義務となっていることを説明。

【事例3】

アパートの仲介に関する相談(商品・サービス分野)

【相談の内容】

アパートを借りるため仲介業者に依頼したところ、収入面の調査で障害年金を受給していること、精神障害者福祉手帳を持っていることを説明すると、借りたいアパートの内覧が保留とされた。

仲介業者に事情を聞いたところ、相談者の障害を理由に内覧を保留にしたのではなく、収入面等を考慮したとの回答があった。

【対応概要】

障害者差別解消法および条例に関する資料により説明した。

【区分】合理的配慮・精神障害

(問題点)

- ・収入面から内覧を保留にしたとのことであるが、障害者差別解消法や条例について知らないことが分かった。

(改善点)

- ・社内等への関係法令を周知する。

(対応)

- ・障害者差別解消法および条例に関する資料を送付し説明。今後は関係法令を社内等に周知し、合理的配慮の提供が義務であることを理解し、適切に対応するよう依頼。

【事例4】

金融機関の手続きに関する相談(商品の販売・サービス分野)

【相談の内容】

金融機関で口座変更の申し込みをする際、障害特性により自書が難しいにもかかわらず、口座番号等の記入を自書でできるよう求められた。

【対応概要】

条例で合理的配慮の提供が義務となっていることを説明した。

【区分】合理的配慮・肢体不自由(上肢)

(問題点)

- ・金融機関の取り決めで個人情報には自書することとしている。

(改善点)

- ・一人暮らしで親族に依頼できないなど、障害のある人の事情を考慮。

(改善点)

- ・金融機関の責任者の判断で柔軟な対応をしてもらえることとなった。

(4) 相談活動のまとめ

令和5年度は条例を施行して5年目となり、より丁寧な相談対応を行うよう努めました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられています。

相談者に寄り添い、どのような相談でもまずは傾聴し、そのうえで、明らかに差別や合理的配慮の不提供に関するものではないと判断した相談については、適切な関係先に相談者の主訴を伝えた上で対応を依頼しました。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

また、毎年行われる内閣府主催の「障害者差別解消支援に関する相談対応向上ブロック研修会」に参加するとともに、近隣府県で定期的に差別解消を担当する相談員や担当者による合同研修会・意見交換会を合同で開催し、相談員の相談対応能力の向上や日頃の相談員相互の意見交換の土壌の形成を図っています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に障害者差別解消法や条例の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらしかけることが重要です。

こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めました。

また、事業者に対する周知啓発については、事業者にとって相談解決に携わることが、障害のある人もない人も共に生きる社会(共生社会)の実現に繋がり、事業者の事業展

開にとっても大切なことを伝え前向きな対応をしていただくことに心がました。

そのような観点から令和6年4月から障害者差別解消法で事業者が義務となることを周知し、これまで条例で義務となっていたことと合わせてさらに合理的配慮の提供に対する認識が深まるように努めました。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者はどこに、どのように相談すればいいかわからず、当窓口相談されることがあります。その場合はまず、相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行うようにしました。

オ 近隣府県との連携

県外で起こった相談事案については相談者の了解を得た上で、日頃の近隣府県との連携体制を通じて該当府県の相談窓口に対応を依頼しました。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和5年度開催結果

令和5年8月

- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の取組状況等について
- ・「滋賀県障害者プラン2021」の進捗状況および中間見直しについて

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、相談員の資質向上などについて考える機会とすることを目的に開催しています。

○令和5年度開催なし

(3) 普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

○ 令和5年11月9日(木) ひこね文化プラザ エコホール 48人参加

1. 第1部 基調講演「障害者雇用の現状とあり方～誰もが活躍できる社会を～」

講師：特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

2. 第2部 シンポジウム「障害者雇用の取り組みについて」

シンポジスト：宮川バネ工業株式会社 代表取締役 宮川 草平 氏

ヤンマーシンビオシス株式会社 滋賀事業部事業部長 太田 光典 氏

コーディネーター：特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

イ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、計61回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施しています。

ウ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	内 容	令和5年度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	3件	筆談ボード 折りたたみスロープ
工事の施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用(上限額 10 万円)	4件	手すり設置 スロープ設置
研修等開催	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等(上限5万円)	0件	
合 計		7件	

エ 共生社会サポーター

条例の理念等に共感し、理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を持つ事業者が、その意思を対外的に表明するためのツールとして、共生社会サポーターステッカーの配付を令和5年3月から開始しました。このステッカーを利用し、条例の理念の普及を図っていきます。

○サポーター事業所数 18 事業所(令和6年3月末現在)



4 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、5年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は79件でした。

令和2年度から4年度は、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、極力人との接触を避けることなど、相談の環境も大きく変化しました。障害者差別解消相談員への相談は、電話によるものが多くを占めていますが、そのほかのリモートなどにも対応していく必要があります。

引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、相談を拾い上げていくアウトリーチの方法について考えていきたいと思います。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和5年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものと考えられます。また、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法律上も義務化されたことを踏まえ、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和5年度は地域アドボケーターを通じた相談は4件と令和4年度の11件から減少しました。

障害当事者への周知が不足している課題があり、当事者等がより適切な方に相談できるよう、アドボケーターのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時にお知らせをするなど、周知に努めています。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関（ほとんどは障害福祉担当課）で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考えると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に様々な寄せられる相談事例を、広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月1日に施行されたことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となりました。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%（名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%）にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を目指すためには、県民一人ひとりが、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。 (イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
イ 労働・雇用	労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。 (イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
エ 福祉分野	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
オ 障害福祉分野	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。
カ 医療分野	医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。 (イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。
キ 建物・公共交通分野	不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
ク 不動産取引分野	不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
ケ 地域活動分野	県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
コ 情報の提供分野	情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
サ 意思表示の受領分野	意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
シ その他	アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

(任期：2025年10月30日まで)

(50音順・敬称略)

構成機関等	役職	氏 名
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	理事	秋野 由美子
(社福)滋賀県社会福祉協議会	社会福祉研修センター 所長	安部 恵理
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	会長	大西 孝雄
滋賀県医師会	副会長	木村 隆
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所 代表	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	びわ湖花街道 代表取締役	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	障害者相談・生活支援 センター やすらぎ	杉山 更紗
(特非) J D Dnet滋賀	滋賀県自閉症協会 事務局代行	高木 節子
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
滋賀県精神科診療所協会	ひつじクリニック院長	田中 和秀
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	常務理事	中西 久美子
滋賀県特別支援教育研究会	会長	細谷 亜紀子
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会	ユニバーサル委員長	宮川 草平
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山中 淳喜
(特非)滋賀県難病連絡協議会	理事	山根 寿美子
滋賀県市長会	高島市健康福祉部長 兼福祉事務所長	山本 功

圏域	所属または 居住市町	氏名	これまでの経験や得意・専門分野について
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	・発達障害の当事者会を主宰して9年目です。 ・社会福祉士
	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	・市議会議員を12年間経験しており、障がいだけでなく生活全般の相談もお受けします。私の子どもは最重度の知的障がい（自閉症）です。 ・仕事では、知的・発達障がい本人や支援者と関わる事が多く、また全国から情報を得る機会も多くあります。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	・統合失調感情障害の当事者で、ピアサポートWISHという当事者のグループでピアサポート活動をしています。 ・ピアサポートとは、当事者が当事者に対等な立場でかわり支えるというものです。精神障害を持つ方のお力になればと思います。
	高次脳機能障害友の会しが	森岡 治美	・高次脳機能障害友の会しがに所属しています。 ・高次脳機能障害の家族として、見た目からはわかりにくい高次脳機能障害について周知活動に協力しつつ、当事者や家族のサポートをしています。
	大津市ろうあ福祉協会	塩尻 靖子	
	障害者差別のないおつをめず会	宮崎 康之亮	
湖南地域	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	
	野洲市	角谷 美香子	
	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	・精神障害者と家族の会さざなみの会会長 ・守山市委託事業「みんなの居場所（精神関連）」代表 ・守山市精神障害者相談員 ・守山市内B型就労移行B型事業所理事 他
	草津手をつなぐ育成会	中島 由里子	・重度の知的障害（自閉症）の娘がいます。 ・現在NPO法人草津手をつなぐ育成会の理事長です。 ・知的・発達障害疑似体験啓発キャラバン隊「びわこ☆めだか隊」副隊長、知的障害者相談員、民生委員児童委員（主任児童委員）、ペアレントメンター、草津市人権・同和教育推進協議会副会長、その他草津市の委員をいくつかさせていただいています。
	栗東市視覚障害者福祉協会	山中 淳喜	・心身障害者相談員、栗東市心身障害児（者）連合会会長、栗東市視覚障害者福祉協会会長、滋賀県視覚障害者福祉協会副会長 ・人の話をじっくり聴いて判断すること
甲賀地域	甲賀・湖南権利擁護支援センターばんじー	桐高 とよみ	・権利擁護支援センター所長 ・社会福祉士
	湖南市障がい児者団体連絡協議会	上野 実	・障害者団体で活動しています。
	サニーデイズ 訪問看護・リハビリステーション	中島 千賀子	・障がい、精神
	社会福祉法人権の木会	太田 正則	・知的障がい児者の生活活動支援や相談支援、強度行動障がいをもつ人の支援
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり	
	東近江市身体障害者厚生会	夏原 稔	・東近江市身体障害者厚生会会長 継続中 ・民生委員3期9年継続中
湖東地域	（特非）障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	
	彦根市	岸田 清次	・元民生委員、児童委員（6年） ・障害者スポーツ
	多賀町	柴田 勝義	
	彦根市	奥村 ますみ	・彦根市精神障害者家族会（集まろう会）や、滋賀県精神障害者家族会連合会（鳩の会）に所属し、障害者と家族の悩みや生きづらさを共有し、情報交換や学習の場の提供に関わっています。
湖北地域	長浜市身体障害者協会	酒井 なつ	・視覚障害者2級 視力0.02左右 ・どうかよろしくお願い申し上げます。
	（社福）ぼてとファーム事業団	佐野 武和	・人権や差別に関しての活動、講演。
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	
	長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	・長浜市手をつなぐ育成会役員
高島地域	高島市	谷口 まゆみ	・民生委員3期 ・障がい福祉施設に勤務

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和6年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和6年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別
- ②合理的配慮に関すること
- ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(25名)

2. 相談実績

(1) 令和6年度の実績

○令和6年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**73件**、継続案件**3件**(R6.4.1～R7.3.31)

(①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 13件、③その他 54件)

○新規事案件数は、令和5年度79件、令和4年度90件と若干の減少

(2) 相談内容の類型

●分野別・相談の類型別

分野	①差別	②合理的 配慮の 不提供	その他						合計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育		1							1
イ 労働		4	1	1			1	1	8
ウ 商品・サービス	3	3							6
エ 福祉	1		2	1		1	3	2	10
オ 障害福祉	2		1	1		1		6	11
カ 医療		1		2		1		3	7
キ 建物・交通		1	1		2	1	1		6
ク 不動産	1								1
ケ 地域	1	1		2					4
コ 情報		1					1		2
サ 意思									
シ その他	1	1	3	7			3	5	20
合 計	9	13	8	14	2	4	9	17	76
54									

●障害者等の障害種別

・精神障害	34件
・肢体不自由	15件
・知的障害	9件
・視覚障害	5件
・聴覚障害	4件
・発達障害	4件
・難病	3件
・その他・不明	10件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

(3) 相談事例

【建物・公共交通分野】 不適切

○バス停でバスを待っていたところ、ヘルパーに向かって、友達と話すかのような言葉遣いで移動するよう運転手に言われた。

また、車いす表示のあるノンステップバスにもかかわらず事前に連絡するよう強い口調で言われた。

→県の事業者への聞き取りの結果、合理的配慮の提供のため移動を促したものの、社内での情報共有のため乗車前の事前連絡があった方がよいという趣旨の発言であり、障害者差別の意図はないと考えられるが、ヘルパーに向かって強い口調で話すことは不適切であったと考えられる。県から改めて合理的配慮の考え方等を説明し、その後、相談者がバスを利用した際には、丁寧に対応された。

【商品・サービス分野】 差別

○車いす利用者の妻と公衆浴場に行ったところ、妻はこれまでは問題なく入浴できていたが、先日は浴室までは車いすですでに入らないにもかかわらず、脱衣場で従業員から「車いすでは入れない。もう来ないでほしい。」と言われた。

→県の事業者への聞き取りの結果、従業員による上記のような発言があったことは確認されなかったことから、発言者は特定せず、相談者が今後も当該施設を利用できることを優先して調整した。その結果、相談者は引き続き施設を利用できることはもちろん、相談者と施設の双方が納得し、今後のトラブルに繋がらないよう、利用方法等について確認した。

(4)相談活動まとめ等

①基本姿勢

様々な障害特性や背景を持つ方から幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられるため、どのような相談でもまずは傾聴し対応

②相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2)地域アドボケーター、市町担当者合同研修会 参加者計32名(令和6年7月11日、16日、17日)

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、地域アドボケーターおよび市町担当者の合同で研修会(地域アドボケーター、市町担当職員、県職員が参加)を実施し連携を図った。

(3)普及・啓発活動

①条例フォーラムの実施 参加者70人(令和6年9月13日 栗東市芸術文化会館さくら 小ホール)

・第1部 基調講演「障害のある人もない人も“ともに働く”ために」

講師：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

・第2部 シンポジウム

シンポジスト：川相商事株式会社滋賀支社

障害者雇用担当 企業在籍型職場適応援助者 倉場 眞弓 氏

滋賀障害者職業センター 上席障害者職業カウンセラー 澤田 夕香 氏

コーディネーター：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏

②出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 57回

③合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成 10件

④共生社会サポーター

・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカー配布 73事業所

4. 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となったことから、事業者向けの啓発が必要

⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの研修会、情報交換会等の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討。県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法により、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となった。条例に基づく相談体制の整備や普及・啓発を実施するも、県民の条例の認知度は低い状況であり、条例の理念や相談窓口について、更なる周知が必要。障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を実現するため、引き続き取組を行っていく。

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 の取組状況等について(令和6年度)

滋 賀 県
(令和7年7月)

目 次

はじめに	… 2
1 相談対応について	
(1) 条例における相談対象	… 3
(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み	… 4
(3) 障害者差別解消相談員	… 4
(4) 地域アドボケート(地域相談支援員)	… 4
2 相談実績	
(1) 令和6年度相談概要について	… 5
(2) 相談件数等のクロス表	… 8
(3) 相談事例	… 10
(4) 相談活動のまとめ	… 13
3 その他の活動状況	
(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	… 14
(2) 地域アドボケート・市町担当者合同研修会の開催	… 15
(3) 普及・啓発活動	… 15
4 課題に対する今後の取組	
(1) 事業者・県民への普及・啓発等について	… 17
(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	… 17
(3) 最後に	… 18
参考資料	
(1) 条例における分野別規定	
(2) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員名簿	
(3) 滋賀県地域相談支援員(地域アドボケート)名簿	

はじめに

この報告書は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下、「条例」といいます。)施行後の取組状況や障害者差別等に関する令和6年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。

また、条例の前文で、「障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務」とされており、この条例が目指す共生社会の実現への道標としてこの報告書がその参考になることを願っています。

条例では、制定時から事業者による合理的配慮の提供が義務となっていました。令和6年4月からは障害者差別解消法においても義務となったところです。

この報告書に記載している相談実績や差別、合理的配慮の事例等から共生社会の実現のために、行動していただくきっかけになればと思います。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる事案を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝え、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法でも、R6.4～「義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

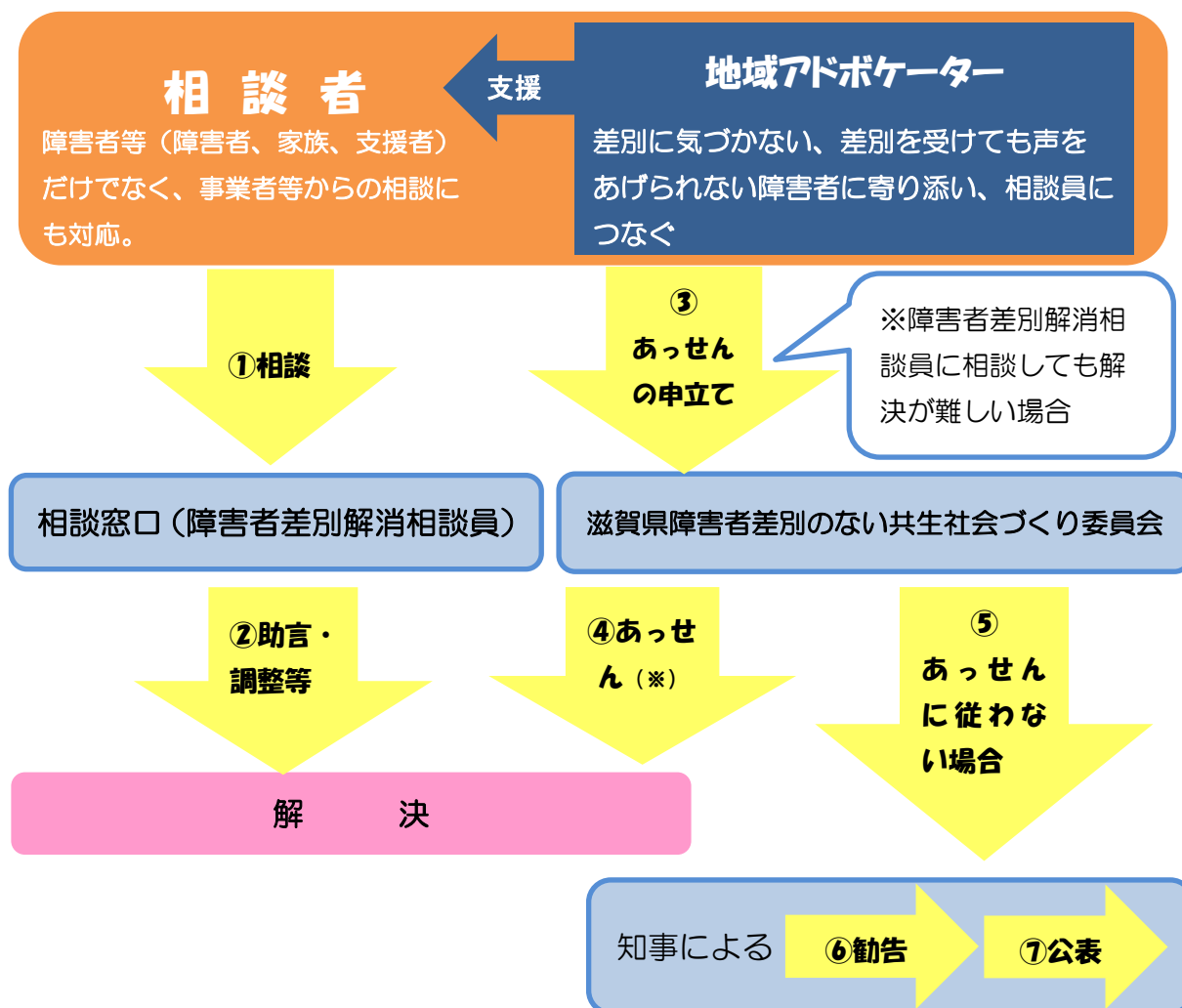
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり合理的な配慮がなされなかったりなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員(以下「相談員」という。)を健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係に2名配置しています。

相談員は、障害福祉課企画・共生推進係に設置した専用の電話やメール等で相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担っていたただけの方に就任いただき、相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。令和5年10月1日から2年間、3期目の体制となっています。

<地域アドボケートの地域別人数>

(令和6年度末時点)

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	5人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	3人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	3人
湖北圏域	長浜市 米原市	5人
高島圏域	高島市	1人
合 計		25人

2 相談実績

(1)令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)相談概要について

相談員に寄せられた新規相談件数は、合計73件でした。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和6年度	73	3	2	74
令和5年度	79	2	2	79

令和 6 年度 月別・相談件数および対応回数

■新規事案件数 計 73 件【令和5年度実績 新規事案件数 79 件】

(別途、令和5年度からの継続件数 3 件)

■男性 33 件、女性 42 件、不明 1件

■新規相談事案対応回数 計 243 回 (関係機関との調整含む)

令和6年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数		7	3	5	3	5	9	7	13	3	5	6	7	73
相談 対応 状況	対応 回数	14	8	14	22	23	58	21	30	6	14	20	13	243

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	64	6	2	0	0	1	0

平均 3.3 回(相談1件あたり対応回数)

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

イ 令和6年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)(継続3件含む)

類型	① 差別	② 合理的 配慮の 不提供	その他						合 計
分野			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	0	1	0	0	0	0	0	0	1
イ 労働	0	4	1	1	0	0	1	1	8
ウ 商品	3	3	0	0	0	0	0	0	6
エ 福祉	1	0	2	1	0	1	3	2	10
オ 障害福祉	2	0	1	1	0	1	0	6	11
カ 医療	0	1	0	2	0	1	0	3	7
キ 建物	0	1	1	0	2	1	1	0	6
ク 不動産	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ケ 地域	1	1	0	2	0	0	0	0	4
コ 情報	0	1	0	0	0	0	1	0	2
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	1	1	3	7	0	0	3	5	20
合 計	9	13	8	14	2	4	9	17	76
			54						

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和6年度件数	令和5年度件数
肢体不自由	15	16
視覚障害	5	3
聴覚障害	4	6
内部障害	0	1
知的障害	9	5
精神障害	34	32
発達障害	4	14
難病	3	1
その他・不明	10	11
合 計	84 件	89 件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しません。

エ 相談者の属性

相談者	令和 6 年度件数	令和 5 年度件数
本人・(当事者)	51	49
家族	8	10
地域アドバイザー	7	4
支援者	3	1
関係者	1	4
事業者	1	4
行政(市町他)	5	9
その他	0	0
合 計	76 件	81 件

※令和 5 年度は複数の属性に該当する相談者がいるため、合計は相談件数と一致しません。

オ 相談方法

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しません。

	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明・その他	総計
面談	1	2	0	0	0	1	0	0	0	4
電話	10	3	3	0	7	31	3	3	9	69
FAX	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
メール	3	0	0	0	2	2	1	0	1	9
郵送	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	15	5	4	0	9	34	4	3	10	84

(2)相談件数等のクロス表

ア 令和6年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	地域アドバイザー	支援者	関係者	事業者	行政(市町他)	その他	総計
肢体不自由	7	2	3	2	0	0	1	0	15
視覚障害	2	1	1	0	0	1	0	0	5
聴覚障害	1	0	1	0	1	0	1	0	4
内部障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	3	4	1	1	0	0	0	0	9
精神障害	32	0	1	0	0	0	1	0	34
発達障害	3	0	1	0	0	0	0	0	4
難病等	2	1	0	0	0	0	0	0	3
不明・その他	6	1	0	1	0	0	2	0	10
合 計	56	9	8	4	1	1	5	0	84

イ 令和6年度 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
イ 労働	2	0	1	0	1	4	0	1	0	9
ウ 商品	3	0	1	0	0	1	1	0	1	7
エ 福祉	0	1	0	0	1	5	0	1	3	11
オ 障害福祉	0	1	0	0	5	4	1	0	1	12
カ 医療	1	0	0	0	0	4	1	0	2	8
キ 建物	5	1	0	0	1	0	0	0	0	7
ク 不動産	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ケ 地域	1	0	0	0	0	2	0	0	1	4
コ 情報	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
サ 意思	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	2	2	0	0	1	13	1	1	2	22
合 計	15	5	4	0	9	34	4	3	10	84

※複数の障害種別に該当する場合があるため、
合計は相談件数と一致しません。

(3)相談事例

令和6年度に障害福祉課に寄せられた相談に対して相談員等が対応した事例について紹介します。なお、事例の取扱いにあたっては、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

【事例1】

車いす利用者の喫茶店入店拒否について(商品の販売・サービス分野)

【相談者】

当事者

【相談の内容】

車いすに乗って喫茶店に入店しようとしたところ、車いすは入店できないと言われた。合理的配慮の提供が法律・条例で義務となっていることを伝えても、取り合ってもらえない。

【対応概要】

同じ内容の相談があった地元の自治体が当該店舗を訪問し、合理的配慮について説明するとともに、県からも関係資料を送付し理解を求めた。しかし、後日改めて県が店舗を訪問し車いすの入店について聞き取りを行ったところ、車いすの入店に支障がないと思われるスペースがあるにもかかわらず、店舗が狭いことを理由に入店を拒否する旨の回答があった。

【区分】差別・肢体不自由(下肢)

(所見)

- ・当該店舗は、車いす利用者の入店を一貫して拒否しており、今後の改善が望めない可能性がある。しかしながら、行政としては地道に説明を行い、理解を求め続ける必要がある。
- ・また、当該店舗に限らず、法律や条例のことを知らない事業者も多いと思われ、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発の方法を工夫しながら、県民への理解が進むよう取組を一層強化する。

【事例2】

車いす利用者のバス乗車について(建物・公共交通分野)

【相談者】

地域アドボケーターを通じた相談

【相談の内容】

バス停でバスを待っていたところ、ヘルパーに向かって、友達と話すかのような言葉遣いで移動するよう運転手に言われた。また、車いす表示のあるノンステップバスにもかかわらず事前に連絡するよう強い口調で言われた。

【対応概要】

地域アドボケーターと連携して相談者から詳しい状況等を聞き取った上で、県がバス会社を訪問し、当時の運転手の言動の意図について聞き取りを行った。

移動するよう伝えたのは、スロープを出すスペースの関係上、より乗車しやすくなるよう案内したためであったが、言葉遣いについて、障害者差別の意図はないが不適切であり申し訳ないとのこと。また、事前連絡に関する発言については、連絡がなくとも基本的に乗車はできるが、乗務員との情報共有や複数の車いす利用者がある場合の対応、バスの運行変更の可能性がありこと等を理由に、そのような発言をしたとのこと。

【結果概要】

その後、相談者が当該バスを利用した際には、丁寧に対応された。また、事前に乗車連絡を入れたバスより1本早いバスに乗ることとなったが、特に何も言われずに乗車することができた。

【区分】 不適切・肢体不自由(下肢)**(所見)**

- ・バス運転手は障害者差別をする意図はないと考えられるが、ヘルパーではなく車いす利用者本人に対して、丁寧に説明する必要があった。
- ・また、移動を促したことについては、運転手による合理的配慮の提供によるものと考えられる。
- ・事前連絡については、連絡がなくとも乗車が可能であるが、バス会社が安全かつ円滑に対応をするためには事前連絡があった方がよいという趣旨であり、車いす利用者の安全なバスの乗車のためという面もあり、建設的な対話により相互理解を深めることが期待される。

【事例3】

公衆浴場における車いす利用者の入浴拒否について(商品の販売・サービス分野)

【相談者】

当事者の夫

【相談の内容】

車いす利用者の妻と公衆浴場に行ったところ、妻はこれまでは問題なく入浴できていたが、先日は浴室までは車いすで入らないにもかかわらず、脱衣場で従業員から「車いすでは入れない。もう来ないでほしい。」と言われた。

【対応概要】

地元市役所障害福祉課と合同で現地調査を実施し、責任者に聞き取りを行った。

責任者によると、当日勤務していた従業員に確認したが、そのような発言をした者は確認できず、従業員以外の者の発言の可能性もあるとのこと。

施設としては、今後も相談者の利用を希望しており、外用の車いすでの入館であれば、衛生面からタイヤ等を消毒する等の対応をする。また、他の入浴者との接触防止のため、脱衣所に車いすを置いて入浴すること、浴室内の移動では杖を使用しても構わないことを確認した。

【結果概要】

施設との調整結果を相談者に伝え、相談者は了承し、対応に感謝する旨の連絡があった。

【区分】差別・肢体不自由(下肢)**(所見)**

- ・車いす利用者の入浴を拒否する旨の発言を行った者の特定はせず、相談者が今後も当該施設を利用できることを優先し調整した。
- ・調整の結果、相談者は引き続き施設を利用できることはもちろん、相談者と施設の双方が納得し、今後のトラブルに繋がらないよう、利用方法等について確認した。

【事例4】

入居を予定している障害者への合理的配慮について(不動産分野)

【相談者】

不動産管理人

【相談の内容】

仲介業者から全盲の方が入居されるとの情報を得たが、どのような配慮をすればよいか。

【対応概要】

合理的配慮の考え方を説明した上で、当事者や家族の要望を聞き建設的に話し合ってもらい、旨回答した。

【結果概要】

相談者は了承。また相談したいことがあれば相談するとのこと。

【区分】合理的配慮・視覚障害**(所見)**

- ・相談者は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の正式名称を質問するなど、障害福祉への関心が高い。
- ・条例の周知や障害理解への取組は道半ばではあるものの、県民の理解が一定進んでいることがわかる事例。

(4)相談活動のまとめ

令和6年度は条例を施行して6年目となり、より丁寧な相談対応を行うよう努めました。また、県だけで対応するのではなく、地元の市町とも連携することを心がけ、聞き取りなどの現地調査は可能な限り市町職員と合同で実施するようにしました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景がある方から、幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられています。

相談者に寄り添い、どのような相談でもまずは傾聴し、必要に応じ現地を訪問し相手方から聞き取りを行った上で、第三者の立場から解決に向けた調整を行いました。また、明らかに差別や合理的配慮の不提供に関するものではないと判断した相談については、適切な関係先に相談者の主訴を伝えた上で対応を依頼しました。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

また、毎年行われる内閣府主催の「障害者差別解消支援に関する相談対応向上ブロッ

ク研修会」に参加するとともに、近隣府県で定期的に差別解消を担当する相談員や担当者による合同研修会・意見交換会を合同で開催し、相談員の相談対応能力の向上や日頃の相談員相互の意見交換の土壌の形成を図っています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に障害者差別解消法や条例の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらしかけることが重要です。

こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めました。

また、事業者に対する周知啓発については、事業者にとって相談解決に携わることが、障害のある人もない人も共に生きる社会(共生社会)の実現に繋がり、事業者の事業展開にとっても大切なことを伝え前向きな対応をしていただくことに心がけました。

そのような観点から令和6年4月から障害者差別解消法で事業者が義務となったことを周知し、これまで条例で義務となっていたことと合わせてさらに合理的配慮の提供に対する認識が深まるように努めました。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者はどこに、どのように相談すればいいかわからず、当窓口相談されることがあります。その場合はまず、相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行うようにしました。

オ 近隣府県との連携

県外で起こった相談事案については相談者の了解を得た上で、日頃の近隣府県との連携体制を通じて該当府県の相談窓口に対応を依頼しました。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第 17 条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和6年度開催結果

令和7年3月

- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の取組状況等について
- ・「滋賀県障害者プラン 2021」の進捗状況について

(2)地域アドボケーター・市町担当者合同研修会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、地域アドボケーターおよび市町担当者の合同で研修会を行い、知識・技能の向上を図るとともに、意見交換を行い、地域アドボケーターと行政、地域アドボケーター同士の連携の強化を図った。

○令和6年度開催結果

- ・日時 令和6年7月 11 日、16 日、17 日
- ・場所 3か所(滋賀県甲賀合同庁舎、滋賀県庁、滋賀県湖東合同庁舎)
- ・参加者数 32 人(アドボケーター23 人、市町・保健所職員9人)

(3)普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

- 令和6年9月 13 日(金) 栗東芸術文化会館さくら 小ホール 70 人参加

- 内容「障害のある人もない人も“ともに働く”ために」

1. 第1部 基調講演

講師：特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
理事長 城 貴志 氏

2. 第2部 シンポジウム「障害者雇用の取り組みについて」

シンポジスト：川相商事株式会社滋賀支社

障害者雇用担当 企業在籍型職場適応援助者 倉場 眞弓 氏

滋賀障害者職業センター 上席障害者職業カウンセラー 澤田 夕香 氏

コーディネーター：特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 氏



イ 障害者週間における啓発活動

12月3～9日の障害者週間に合わせ条例の周知を行いました。

○イオンモール草津における啓発イベント

条例啓発用パネルの展示やパンフレットの配布、
ポケットティッシュの配布により条例の啓発を行いました。

- ・日時 令和6年 12 月8日(日)10:30～15:00

- ・場所 イオンモール草津 レストランコート

○街頭啓発

街頭でポケットティッシュを配布し、条例制定について周知しました。

- ・日時 令和6年 11 月 23 日(土)10:30～11:30

- ・場所 JR草津駅西口・東口、ビバシティ彦根



ウ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣する講座や知的・発達障害の疑似体験を通じた研修事業など、計 57 回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施しています。



エ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	内 容	令和 6 年 度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	4件	座卓、ポータブルチェア、スロープ、筆談ボード 等
工事の施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用(上限額 10 万円)	6件	トイレのバリアフリー化、手すり・ステップの設置 トイレ扉改修 等
研修等開催	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等(上限5万円)	0件	
合 計		10 件	

オ 共生社会サポーター

条例の理念等に共感し、理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を持つ事業者が、その意思を対外的に表明するためのツールとして、共生社会サポーターステッカーの配付を令和5年3月から開始しました。このステッカーを利用し、条例の理念の普及を図っていきます。

○サポーター事業所数 73 事業所(令和7年3月末現在)



4 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、6年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は73件でした。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和6年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものと考えられます。また、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法律上も義務化されたことを踏まえ、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和6年度は地域アドボケーターを通じた相談は7件と令和5年度の4件から増加しましたが、十分機能している状況とは言えません。

障害当事者への周知が不足している課題があり、当事者等がより適切な方に相談できるよう、アドボケーターのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載するとともに、障害者手帳交付時にお知らせをするなど、周知に努めています。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関（ほとんどは障害福祉担当課）で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考えると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に寄せられる様々な相談事例を広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月1日に施行されたことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となりました。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%（名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%）にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

令和6年度末で条例が施行されてから6年が経過しました。条例の制定時、法律では努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供の義務付けや地域アドボケートの設置等、当時としては先駆的な内容となっており、現在でも優れた内容の条例となっています。しかしながら、条例制定後に、国連の障害者権利委員会による総括所見や改正障害者差別解消法の施行などの社会的変化が生じているとともに、相談事例や合理的配慮の提供事例など、様々な事例が蓄積されつつあります。このような状況から、令和7年度は当事者や支援者をはじめ、企業等のサービスを提供する側の方など、様々な立場の方から聞き取りを行うことなどにより、条例施行後の状況を検証し、条例に見直すべき点がないか検証を行っていきます。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を実現するためには、県民一人ひとりが、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。 (イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
イ 労働・雇用	労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。 (イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
エ 福祉分野	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
オ 障害福祉分野	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。
カ 医療分野	医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。 (イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。
キ 建物・公共交通分野	不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
ク 不動産取引分野	不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。
ケ 地域活動分野	県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
コ 情報の提供分野	情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
サ 意思表示の受領分野	意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。
シ その他	アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。

(令和6年度末現在)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
(任期：2025年10月31日まで)

(50音順・敬称略)

構成機関等	氏 名
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	秋野 由美子
(社福)滋賀県社会福祉協議会	安部 恵理
滋賀県特別支援教育研究会	石井 千鳥
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	大西 孝雄
滋賀県医師会	木村 隆
滋賀県障害者自立支援協議会	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	杉山 更紗
(特非) J D Dnet滋賀	高木 節子
滋賀弁護士会	竹下 育男
滋賀県精神科診療所協会	田中 和秀
龍谷大学	樽井 康彦
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	中西 久美子
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会	宮川 草平
滋賀県市長会	宮野 肇
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	山中 淳喜
(特非)滋賀県難病連絡協議会	山根 寿美子

滋賀県地域相談支援員（地域アドボケート）一覧 【令和7年4月1日現在】

圏域	所属または 居住市町	氏名	電話	F A X	E-Mail	これまでの経験や得意・専門分野について
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	-	-	niwaniwa.shiga@gmail.com	・発達障害の当事者会を主宰して9年目です。 ・社会福祉士
	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	090-4906-5828	077-579-2261	ishiguro_jcp@yahoo.co.jp	・市議会議員を12年間経験しており、障がいだけでなく生活全般の相談もお受けします。私の子どもは最重度の知的障がい（自閉症）です。 ・仕事では、知的・発達障がい本人や支援者と関わることが多く、また全国から情報を得る機会も多くあります。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	080-6183-4996	-	shouri2030v@yahoo.co.jp	・統合失調感情障害の当事者で、ピアサポートWISHという当事者のグループでピアサポート活動をしています。 ・ピアサポートとは、当事者が当事者に対等な立場でかかわり支えるというものです。精神障害を持つ方のお力になればと思います。
	高次脳機能障害友の会しが	森岡 治美	090-6979-0107	077-534-2882	daisukina.doradora.phoo.07_30@docomo.ne.jp	・高次脳機能障害友の会しがに所属しています。 ・高次脳機能障害の家族として、見た目からはわかりにくい高次脳機能障害について周知活動に協力しつつ、当事者や家族のサポートをしています。
	大津市ろうあ福祉協会	塩尻 靖子	-	-	teruha_s@yahoo.co.jp	
湖南地域	障害者差別のないおつをめぐす会	宮崎 康之亮	090-3974-1335	077-524-4644	fumifumisukisuki@softbank.ne.jp	
	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	077-552-3249	077-553-6187	-	
	野洲市	角谷 美喜子	090-4304-4112	-	-	
	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	-	-	-	・精神障害者と家族の会さざなみの会会長 ・守山市委託事業「みんなの居場所（精神関連）」代表 ・守山市精神障害者相談員 ・守山市内B型就労移行B型事業所理事 他
	草津市手をつなぐ育成会	中島 由里子	090-5241-3053	077-568-0535	yuri_nakaji.1102@outlook.jp	・重度の知的障害（自閉症）の娘がいます。 ・現在NP法人草津手をつなぐ育成会の理事長です。 ・知的・発達障害疑似体験啓発キャラバン隊「びわこ☆めだか隊」副隊長、知的障害者相談員、民生委員児童委員（主任児童委員）、ペアレントメンター、草津市人権・同和教育推進協議会副会長、その他草津市の委員をいくつかさせていただいています。
甲賀地域	栗東市視覚障害者福祉協会	山中 淳喜	-	-	-	・心身障害者相談員、栗東市心身障害児（者）連合会会長、栗東市視覚障害者福祉協会会長、滋賀県視覚障害者福祉協会副会長 ・人の話をじっくり聴いて判断すること
	甲賀・湖南権利擁護支援センターばんじー	桐高 とよみ	080-2458-2341	-	kiritaka@pan-g.com	・権利擁護支援センター所長 ・社会福祉士
	湖南市障がい児者団体連絡協議会	上野 実	0748-75-4651	0748-75-4651	ueno-tsym@nike.eonet.ne.jp	・障害者団体で活動しています。
東近江地域	社会福祉法人権の木会	太田 正則	0748-77-2299	0748-77-5588	-	・知的障がい児者の生活活動支援や相談支援、強度行動障がいをもつ人の支援
	近江八幡市	喜多川 みどり	0748-37-6542	0748-37-6542	-	
湖東地域	東近江市身体障害者更生会	夏原 稔	0748-23-4433	0748-23-4433	-	・東近江市身体障害者厚生会会長 継続中 ・民生委員3期9年継続中
	（特非）障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	090-1486-6051	-	okakata5466@softbank.ne.jp	
	彦根市	岸田 清次	0749-28-0225	0749-28-0225	-	・元民生委員、児童委員（6年） ・障害者スポーツ
湖北地域	彦根市	奥村 ますみ	090-1391-7602	-	iyasi@home.nifty.jp	・彦根市精神障害者家族会（集まろう会）や、滋賀県精神障害者家族会連合会（場の会）に所属し、障害者と家族の悩みや生きづらさを共有し、情報交換や学習の場の提供に関わっています。
	長浜市身体障害者協会	酒井 なつ	-	-	-	・視覚障害者2級 視力0.02左右 ・どうかよろしく願い申し上げます。
	（社福）ぼてとファーム事業団	佐野 武和	0749-68-0171	0749-65-5735	potato01@ia8.itkeeper.ne.jp	・人権や差別に関しての活動、講演。
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	-	0749-52-2827	rieko.zaru555@gmail.com	
高島地域	長浜市	中岡 千賀子	090-7314-0820	-	-	・相談支援専門員
	長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	0749-89-0571	0749-89-0571	-	・長浜市手をつなぐ育成会役員
	高島市	谷口 まゆみ	090-1022-4528	-	-	・民生委員3期 ・障がい福祉施設に勤務